

講習会開催のご案内

～職場の安全はリスクアセスメントから～

リスクアセスメントの実施が努力義務化となってから、20年以上経過しましたが、依然として死亡災害が多発しています。

職場の安全を確保するには、適正にリスクアセスメントを実施することが重要です。

そこで、リスクアセスメントを基礎から学ぶ「講習会（初級）」とリスクアセスメントは実施しているものの効果がない等悩まれている事業場向けの「講習会（中級）」の2種類の講習会をオンラインで開催します。ぜひご参加ください。

講習会（初級）

令和8年9月18日（金）
令和8年11月20日（金）
令和9年1月22日（金）
いずれも 14：00～16：30

講習会（中級）

令和8年8月21日（金）
令和8年10月23日（金）
令和8年12月16日（水）
令和9年2月10日（水）
いずれも14：00～16：15

プログラム

- 講習会（初級）
- ・リスクアセスメントの重要性を学ぶ
神奈川労働局
- ・リスクアセスメントのすすめ方
中央労働災害防止協会
講習会（中級）
- ・リスクアセスメントの課題と今後
神奈川労働局
- ・事業場におけるリスクアセスメントの取組み
キャノン株式会社

申込方法

各回開催日の7日前までに
上の二次元コードからお申込みください。

主催 神奈川労働局労働基準部安全課
☎0465-211-7352

支部事務局のニューフェイス

専務理事 事務局長 千葉幸則

《自己紹介》

去る5月22日の理事会において、建災防神奈川支部 専務理事に就任した千葉でございます。昨年の3月末日まで神奈川労働局に所属しておりました。昭和62年から労働基準監督官として、東京局、神奈川局、栃木局などで勤務をして、その後、定年となり、一度、建災防の本部に就職し安全管理士として勤務していたのですが、今回縁があって、建災防の神奈川支部に勤務することとなったところです。どうぞ、ごひいきをお願いします。

さて、これまで38年間、労働基準監督官として勤務してきたわけですが、その中で体験した建設現場における労働災害事例などを教訓に同種の労働災害発生防止に腐心していきたいと考えております。まずは、建設現場から労働災害がなくなるためにはどうするか？を私の職務の中心に据えて、皆様のご協力を得ながら、県内の建設現場で悲しく悲惨な労働災害を発生させない強い意識のもとで頑張りたいと存じます。そのためには、会員の皆様のご支援・ご協力を強くお願いする次第です。

建災防神奈川支部の職員一同で、労働災害防止に一丸となり取り組んでいく所存ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

所信表明を述べ、私の着任のあいさついたします。皆様のご協力方、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局夏季休業のお知らせ

神奈川支部の事務局は、8月7日(金)から14日(金)までお休みします。

ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。

分会のお休みについては各分会の事務局にお問い合わせください。



建災防神奈川支部ニュース

No.597 令和8年7,8月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaihoukanagawa.com/>

神奈川労働局との合同パトロールを実施

6月2日、全国安全週間に向けて、旧上瀬谷通信施設公園のGREEN×EXPO2027開催予定地で大林・大洋・京急建設共同企業体が施工中の（仮称）パークセッター1新築工事の現場を神奈川労働局と建災防神奈川支部の合同でパトロールを実施しました。

神奈川労働局からは宿里明弘労働局長、赤前安全課長、

関川主任安全専門官、小野安全専門官、管轄の横浜西労働基準監督署からは二瓶署長ほか、神奈川支部からは黒田支部長が参加し、第99回全国安全週間準備月間（6月）の一環で、外国人・高齢者の災害防止、熱中症対策などについて確認を行いました。



本工事は、2027年3月から開催されるGREEN×EXPO2027の広大な敷地内に多くの建設工事が行われていますが、このうち公園建築物（体験学習施設、公園管理所等）の建築を行う建設現場を対象としました。建築物の構造は、アトリウム棟（木造（CLT構造）+RC造、S造）、管理棟（RC造）の地上1階、建築面積は3,758.61㎡、建築高さは12.65m（最高高さ）令和8年12月竣工予定です。

現場においては、建物形状に合わせた足場の設置や、LEDライトを使用した作業通路の色分け表示、大きな出入口表示による見える化など、随所に新たな機材を導入しての対策が講じられていました。

これからのシーズンで気になる熱中症では、施工中の建物全体を冷却し、その中で木材加工を行う空間を設ける工夫や手のひらのAVA血管（動脈と静脈の切替部）を冷却する装置

（流し台）を設置するなど、参考となる対策が随所で講じられていました。

パトロール後の講評において、宿里局長からは、「複雑な建物形状位から通常と比べて施工方法、工法などの検討を十分に行っていることが見受けられた。無災害で完工していただくようお願いしたい」と結ばれました。

黒田支部長からは夏季に死亡災害が増えている傾向が続いていることから、猛暑時の安全行動強化期間の取組について触れた上で「事故は起こそうとして起きているわけではなく、日々の作業におけるちょっとした気のゆるみが災害に結びつくことを十分理解していただき、気を引き締めて作業に従事していただき、災害ゼロでの竣工をお願いします」と無災害に向けての要請がされました。

支部行事予定

正副運営委員長・部会長会議

時：7月8日 16：00
所：建設会館411会議室

正副支部長・分会長会議

時：7月15日 15：20
所：ロイヤルホールヨコハマ

神奈川労働局との情報交換会

時：7月15日 16：00
所：ロイヤルホールヨコハマ

安全指導者研修（含木建）

時：8月26日 13：30
所：関内ホール小ホール

支部表彰選考委員会

時：9月11日 15：00
所：建設会館411会議室

全国建設業労働災防止大会新潟

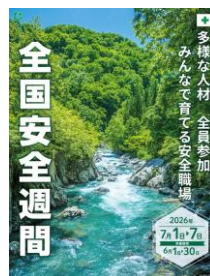
時：10月8日9日
所：朱鷺メッセ

編集委員会

時：10月14日 14：30
所：建設会館411会議室

正副運営委員長・部会長会議

時：10月14日 15：00
所：建設会館411会議室



神奈川支部 令和 8 年度代議員会開催 ～事業計画・猛暑時の安全行動強化期間など承認～



5月29日に建設会館講堂に於いて代議員会が開催されました。

審議されたのは①令和7年度の事業報告承認に関する件、②令和7年度決算報告承認に関する件、③令和8年度の事業計画（案）承認に関する件、④令和8年度収支予算（案）承認に関する件、⑤令和8・9年度神奈川支部役員の改選について、ですが、いずれも提案された原案どおり承認されました。



黒田支部長

黒田支部長の冒頭のあいさつでは、「県内の建設業における死亡災害は、当初発生がなかったところ、4月7日に、川崎の扇島において、クレーン解体作業中に、設備の一部が崩落し、作業に従事していた作業員3名が死亡、1名が行方不明という悲惨な事故が発生した。また、今年も、気温上昇による猛暑日と併せて、自然災害の脅威が深刻となってきており、それに加えて中東情勢の悪化の長期化による原材料の不足など、様々な問題が山積みであるが、どんな事態においても**安全はすべてに優先しなければならない**と考える。」と強く災害防止への思いを述べました。

来賓には神奈川労働局に今年の4月着任された宿里

明弘局長、一般社団法人全国建設業労災互助会の藤原毅総務部長、赤前幸隆安全課長、小野純一地方産業安全専門官が列席され、来賓の宿里労働局長から祝辞をいただきました。

宿里局長の挨拶では、「昨年の建設業での死亡災害が14人で、依然として全産業で発生している死亡災害の約3割を占める高い水準で推移している状況にある。



宿里神奈川労働局長

このため、当局では、基本動作の徹底とリスクの事前把握といった、原点に立ち返った安全対策の実施が重要である。」とし、本年4月には、川崎市においてクレーンの解体作業中に複数の方が被災する重大な災害が発生したことに触れて「このような悲惨な事故を繰り返さないためにも、皆様としっかり連携しながら、実効性のある対策を着実に進めていく必要がある。」と警鐘を鳴らし、さらに、建設業の労働時間上限規制について「建設業におきましても時間外労働の上限規制が適用され、働き方改革への対応が求められています。人手不足が深刻化する中で、働きやすく、選ばれる職場づくりを進めていくことが、これからの大きな鍵になります。」と述べられました。

※総会の冒頭において、有井副支部長が本年の春に黄綬褒章を受章されたことから、神奈川支部規程に基づき、ご披露するとともに、黒田支部長がらお祝いが手渡されました。



令和 8 年度 安全衛生にかかる表彰おめでとうございます

神奈川労働局長 優良賞（安全確保）

・大豊建設株式会社 東京土木支店
新湘南バイパス城南高架橋東鋼橋耐震補強工事

同 奨励賞（安全確保）

・鹿島建設株式会社 横浜支店
横浜コネクトスクエア 4FテナントB工事

同 功績賞

建設業労働災害防止協会神奈川支部

横浜南分会元分会長 馬淵 圭雄

厚木分会元分会長 山本 善一

川崎北分会元分会長 城田 和明



※表彰式の模様は次号に掲載予定です。

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川労働局 令和8年5月末日現在

年	署	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年		17	11	9	20	13	30	15	18	12	17	17	26	205
				(2)										(2)
前年		16	5	11	19	12	31	18	14	7	14	14	25	186
				(2)			(1)		(1)	(1)	(1)		(1)	(7)

（注）労働者死傷病報告による、（ ）内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆

令和8年6月22日現在

業種	年	死亡災害把握数			死亡災害件数		
		本年 (令和8年)	前年同期 (令和7年)	前々年同期 (令和6年)	令和7年	令和6年	令和5年
製造業		2	4	2	5	6	4 (1)
建設業		2	8	3	14	12	16 (1)
交通運輸業							
陸上貨物運送事業		1 (2)	3 (2)	3 (1)	6 (4)	6 (2)	9 (3)
港湾荷役業		1			2		1
商業		2 (1)	2 (2)	2 (1)	2 (2)	3 (2)	
清掃・と畜業		1	2		5	3	3
その他		1	5	1	9	5 (1)	9 (2)
合計		10 (3)	24 (4)	11 (2)	43 (6)	35 (5)	42 (7)

（注）死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、前年同期、前々年同期は当月末までに発生した件数です。（ ）は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

☆死亡災害の概要☆

令和8年6月22日現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生概要
1	4月 16時頃	その他の建設工事業 ～9人 25～29歳	クレーン 墜落、転落	被災者は、クレーン（アンローダー）解体工事において、クレーンの設備の一部である円柱状のおもり上（災害発生時推定400トン）で解体用機械（ブレーカ）にて粉砕されたコンクリートガラを集める等の手元作業を行っていた。当該おもりが何らかの原因で落下し、その上部で作業を行っていた他の作業員4名とともに約40mの高さから墜落したものと。
2	4月 16時頃	その他の建設工事業 ～9人 ～19歳	クレーン 墜落、転落	被災者は、クレーン（アンローダー）解体工事において、クレーンの設備の一部である円柱状のおもり上（災害発生時推定400トン）で解体用機械（ブレーカ）にて粉砕されたコンクリートガラを集める等の手元作業を行っていた。当該おもりが何らかの原因で落下し、その上部で作業を行っていた他の作業員4名とともに約40mの高さから墜落したものと。

危ないのは熱中症 だけじゃない!!



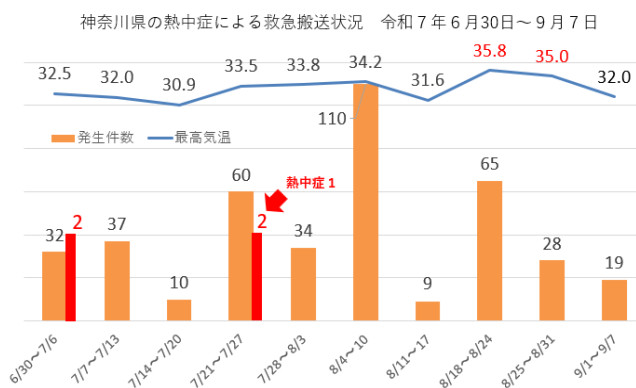
1. 趣旨

昨今、地球温暖化により、最高気温35℃を超える猛暑日が連続して続き、屋外での作業がとてつもない作業環境となっています。

例年、厚生労働省では夏季に熱中症が多く発生することから5月1日から9月30日までを「クールワークキャンペーン」として、熱中症予防に関する様々な取り組みを呼び掛けていますが、ここ数年の建設業における死亡災害発生状況を見ると、6月以降猛暑日の発生とともに上昇する傾向にあり、特に死亡災害はここ2年間では**7月～9月に集中**しています。

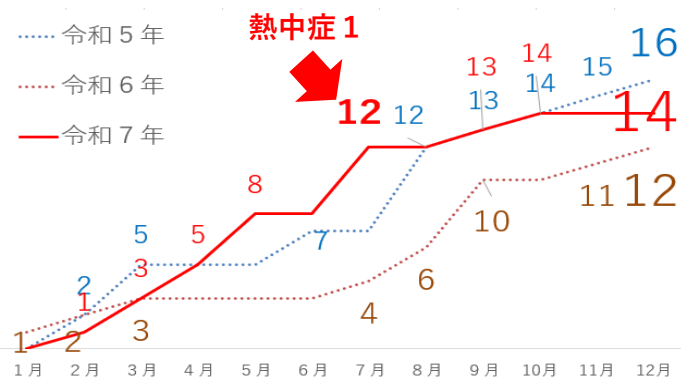
暑さによる作業への影響は、熱中症という疾病面だけではなく、熱帯夜による睡眠不足が蓄積し、高温などの不快な環境下で一定時間作業を続けると、疲労のために覚醒度が低下し、さらに脳内の温度の上昇によって情報処理能力が低下することによって**不安全行動やヒューマンエラーを誘発する**というリスクを含んでいます。

このような背景を踏まえ、神奈川支部独自で7月1日～9月30日の**猛暑日が予想される期間**で、猛暑時においては特に安全行動を意識づける「**猛暑時の安全行動強化期間**」を展開することにより、普段の生活における**健康管理の重要性を意識し**、体調が芳しくない状態で作業を行う際は一旦冷静になって**一人KY**を行い、十分な備えを行うという習慣を確立するとともに、夏場における熱中症予防並びに感電災害防止を含む安全衛生活動の定着を図ることを目的としています。



上のグラフは昨年の週ごとの熱中症搬送件数（作業現場等）を最高気温の週平均です。赤棒は死亡災害発生件数を示します。

県内建設業の月別死亡災害



2. スローガン

暑さ疲労で切らすな集中 事故のもと

3. 期間

令和8年7月1日～9月30日
令和9年7月1日～9月30日
最重点期間

- ・猛暑日を最初に記録した週
- ・お盆休み期間後の週

4. 実施体制

- (1) 主唱者 建設業労働災害防止協会神奈川支部
- (2) 後援 神奈川労働局、管内労働基準監督署

5. 実施事項

上記期間において、以下の内容を重点とする

- (1) 周知広報活動：広報物の作成(リーフレット、ポスターはデータ公開)、支部ニュース等への掲載、リーフレットの配布、現場パトロール・安全大会等での周知、ポスター・スローガン等の掲示
- (2) 管理者による職場巡視の強化、作業行動前の一人KYの励行
- (3) 設備の本質安全化：墜落転落災害防止のための設備の本質安全化等の対策は墜落転落災害撲滅キャンペーンに準じて行う。
- (4) 作業環境管理、作業管理、健康管理：クールワークキャンペーンにおける対策に準じて行う。（脳内温度の上昇を防ぐために首回りを冷やすことが効果的である）
- (5) 感電災害の防止：機器の点検、漏電遮断器を通した機器の使用、電気機械器具の確実なアースの接地、送電線付近での作業については事前の計画を立て、監視人の配置を的確に行う。



令和8年度 建設工事関係者連絡会議開催

5月25日、神奈川労働局主催で令和8年度の建設工事関係者連絡会議が開催されました。

同会議は例年神奈川労働局が主催し、公共工事発注者及び当支部が出席して、発注者・施工者・神奈川労働局が連携しつつ、県内の建設工事における労働災害の一層の減少を図ることを目的に平成26年度から開催されているものです。

《意見要望》

1 審査評価の加点対象について

建災防に加入していることを「競争入札参加資格審査」及び「相応評価方式審査」において審査評価の加点対象にするよう、国及び各発注機関においてもご検討いただきたい。

併せて建設業のための労働安全衛生マネジメントシステムである「ニューコスモス」、中小企業向けの「コンパクトコスモス」の認定事業場を加点対象とすることをご検討いただきたい。

2 建設工事現場における労働時間の上限規制への取り組み

建設業においても労働時間の上限規制が適用され、公共工事の発注機関におかれては、これまでも週休2日の義務化や施工時期の平準化、i-constructionの推進など、時間外労働の上限規制に対処すべく政策がとられてきました。

建災防では過重労働などを含む高いストレス状態は、健康障害のリスクを高めることだけではなく、人の不安全行動との関係から労働災害発生リスクにも大きくかわるものとして、健康KYや建災防方式無記名ストレスチェックなどの取組を進めているところです。

一方、近年地球温暖化等の影響とみられる猛暑が続き、一昨年、昨年と猛暑日において建設業の死亡災害が急増しています。

猛暑日を天候不良による作業不能日として休みとされるなど、より実態にあった配慮がなされつつありますが、労働災害防止の観点からも、発注時における、工期、発注条件、円滑な工事着手、条件変更に伴う適切な工期の延期、制度・質の高い設計図書、提出書類の削減等一層のご配慮をお願いするとともに、『猛暑時における安全行動強化期間』の取組にご理解いただき、周知広報にご協力をお願いします。

【関連要望】

(1) 民間工事での課題

労働時間の上限規制や猛暑日への対応に取り組んでいます。民間工事では依然として課題が多くあります。国からのガイドラインが示されていますが、「週休2日を前提とした工期設定」までには至っていない、発注段階で無理の無い工期設定がなされなければ働き方改革の実現は困難です。その為、国からのより明確な方針の発信と具体的な働きかけを強く要望します。

週休2日の導入が進められ、達成した場合の労務費の補正が認められていますが、近年補正の条件を厳しくすることは、せっかく定着してきたものに逆行する結果につながりかねません。以前の水準への見直しを強く要望します。

(2) ウィークリースタンスの取組み

時間外労働の上限規制が適用され、各発注機関においても規制に対処すべく各種政策が取られています。その中で国

出席者は神奈川労働局のほか国土交通省、防衛省、都道府県の公共工事担当部署、高速道路支社関係、都市再生機構、鉄道会社、電力・ガス・電信電話各社となっています。会の出席にあたり、先に正副支部長・分会長宛てに発注関係者に対しての要請する意見要望を募り、下記のとおり取りまとめ、会議には黒田支部長、千葉専務理事が出席し、文書を提出するとともに、会場にて説明を行いました。

国土交通省では、工事現場環境改善要領（ウィークリースタンス）が策定されています。

一部の発注機関では同様の要領が明確化されており、取組内容を発注者・受注者間で確認・共有を行なっています。

全ての公共工事発注機関において、ウィークリースタンスの取組みが実施されることが過重労働の抑制に繋がるものと考えますので、特段の配慮をお願いいたします。

3 国からの委託事業の広報と連携

建災防では以下のような事業を国からの委託により展開しています。その他にも、中小建設事業者を中心とした、自主的安全衛生活動を促進するため、安全・衛生管理士による技術指導や支援、安全指導者による安全パトロール、建設メンタルヘルス対策アドバイザーによる研修会や指導等を実施しています。

これらの事業を円滑・効果的に実施されるよう関係事業者への広報や連携しての事業運営に御協力ください。

- (1) 中小専門工事事業者の安全衛生支援事業
- (2) ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用事業
- (3) 高度安全機械等導入支援補助金事業
- (4) 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

4 労働災害防止のための情報の提供

建災防では労働災害防止における本質安全化を実現するツールとして、ICTの活用に取り組んでおり、労働災害防止に役立つ情報をデータベースでまとめ、ホームページで公開しています。

また、建災防神奈川支部では国の第14次労働災害防止計画期間において、第9次となる建設業労働災害防止5か年計画を展開し、神奈川支部においては独自に、3つの運動「セーフティリボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」を核とした「**かながわ安全強靱化計画**」を展開しています。

発注者の立場においても、その運動の趣旨のご理解をいただき、好事例等が認められた場合はそれらの情報についてデータをご提供いただくなど事例の収集にご協力いただくとともに、作業員一人一人に知らしめるべき特色のある災害が発生した場合にはそれらの情報をご提供いただきたい。



解体工事における安全衛生確保についての要請



6月11日、神奈川労働局において、宿里労働局長から神奈川支部長あてに「解体工事における安全衛生確保について」要請が行われました。

この要請は、本年4月に、川崎市扇島で発生したクレーン解体工事中での重大災害を重く受けとめて発出されたもので、併せて、厚生労働省が本年5月27日に発出した「大型荷役機械等の解体工事における安全確保にかかる総点検について」を踏まえ、神奈川労働局管内においては建築物及び工作物の解体作業中の死亡災害が毎年のように発生している状況にあることや、石綿除去作業時において石綿の漏えいする事故など、社会的関心の高い事案も確認されてる状況を踏まえたものです。

令和8年6月11日

建設業労働災害防止協会 神奈川支部長 殿

神奈川労働局長

解体工事に係る安全衛生確保について（要請）

建設工事における労働災害の防止については、本年4月2日付け神労基発0402第7号「令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について」により、貴団体の会員事業場に対して周知徹底されるよう要請を実施したところです。

しかしながら、本年4月7日に川崎市市内においてクレーン解体作業中に5名の作業員が転落し、死亡者3名を含む重大災害が発生いたしました。

本災害の発生原因は、現在調査中ですが、厚生労働省では、本件災害を重く受け止め、同年5月27日付け基安発0527第2号「大型荷役機械等の解体工事における安全確保に係る総点検について」により安全確保の徹底を図るよう通知を発出していることから、改めて、会員事業場に対し周知徹底するよう要請いたします。

また、当局管内では、建築物又は工作物の解体等の作業中に死亡災害が毎年発生している状況にあることや石綿除去作業時の漏えい事故等、社会的に注目を集める事案が認められるため、下記事項についても、併せて、周知徹底するよう要請いたします。

記

1 工法の概要、災害を防止するための方法及び設備の概要等の作業計画について

(1) 解体する構造物等の状況（築年月、増改築の有無、構造、石綿建材の有無等）、亀裂の有無、周囲の状況（ガス管等の地下埋設物、地上架設線、樹木の有無等を含む。）等について、十分調査（設計図書による調査、現地踏査）した上で、調査結果に基づき想定される危険性や有害性等の把握を行い、適切な解体工法を決定し、作業計画を策定すること。

(2) 作業計画には、作業順序、切断方法、控え等の設置方法、使用機械の種類・能力、立入禁止区域

の設定、高所作業における墜落防止措置、その他の危険防止措置等の具体的な作業方法について明示し、工法選定段階から、想定される危険性を十分把握して、リスクアセスメント手法による検討を行うこと。

(3) 解体工法として、建築物等の上で解体用機械を使用して解体作業を行う場合には、解体用機械を使用することで生じる床面の制限荷重や振動による建築物等の強度低下等を十分考慮した対策を検討し、必要に応じて監視人等の配置を行うこと。

(4) 解体工事の作業中に想定外の構造、設備等が判明した際は、工事を一時中断し、施工計画の見直しを図ること。

(5) 石綿除去作業については、事前調査結果に基づき、石綿等の粉じんの飛散防止対策が確実に講じられ、かつ、適切な除去処理工法が採用されていることを確認し、労働者及び作業従事者等への石綿等の粉じんのばく露を防止する計画となっていることを点検すること。また、除去した吹付け石綿及び石綿含有建材等が外部に漏洩しない搬出方法となっていることを併せて確認すること。

(6) 作業計画を関係する作業従事者に十分周知し、当該計画により作業を行うこと。

2 作業時の安全衛生管理体制について

(1) 解体作業に当たっては、鋼橋架設等作業主任者、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者及び石綿作業主任者等、作業主任者の選任が必要な作業に対して選任し、直接指揮ができる体制とすること（作業に従事する事業場ごとの選任とすること。）。

(2) 元方事業者が作業場内を巡視して作業の進捗を確認し、関係請負人や作業従事者と作業間の連絡及び調整のできる体制とすること。

基安発0527第2号

令和8年5月27日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局 安全衛生部長

（公印省略）

大型荷役機械等の解体工事における安全確保に係る総点検について

解体工事における労働災害の防止については、かねてからその徹底を図っているところであるが、令和8年4月7日、神奈川県川崎市の製鉄所において、船舶からばら物を荷揚げするためのクレーン（アンローダー）に取り付けられていた円柱状のカウンターウェイト上で、作業員が当該カウンターウェイトの重量を軽くするためのはつり作業に従事していたところ、当該カウンターウェイトが何らかの原因で外れ、5名の作業員がカウンターウェイトとともに転落し、うち3名が死亡、1名が重傷、1名が行方不明（その他、カウンターウェイト落下時の衝撃により1名が軽傷）となるという重大災害が発生した。本災害の原因については現在調査中であるが、同種災害を防止するため、別添のとおり関係業界団体に対し総点検の要請を行ったところである。

各労働局におかれては、これらを了知の上、管内の建設業団体、工作物等の解体を請け負う事業者、クレーン製造許可事業場、クレーン整備事業者等に対して総点検の実施を周知すること等により、同種災害の再発防止の徹底を図られたい。